

平成 12 年 4 月 28 日

日本長期信用銀行

組織の一部改正について

当行は、部門別の自立性の高い運営を徹底するとともに顧客ニーズの発掘、営業推進および商品開発の連携を一層強化するため、営業部店を顧客属性に応じ再編・分割の上、事業法人、金融法人、個人等の各部門に編入し、全行的に営業部店を包含した部門制を採用することを骨子とした組織改正を実施します。

1. 組織の一部改正

- (1) 本店の事業法人営業部である営業第一部～営業第八部、法人営業第一部～第二部(事法) を、主として業種戦略の強化および資産の健全性確保の観点から、営業第一部～営業第八部、融資部に再編する。
- (2) 札幌、仙台、横浜、金沢、京都、神戸、広島、高松、福岡の各支店事業法人営業担当を札幌、仙台、横浜、金沢、京都、神戸、広島、高松、福岡、各営業部とする。
- (3) 上記(1)(2)の各部および国際営業推進部、東京、新宿、名古屋、大阪支店の各営業部、事業法人本部で、事業法人部門を構成する。
- (4) 金融法人営業の強化を図るため、金融法人営業部と公共法人部を統合し、金融法人第一部とする。
- (5) 情報の早期集約・発信を行うため、法人営業第一部(金法) と横浜支店、名古屋営業部、広島支店、高松支店、福岡支店の各金法営業担当を統合し、金融法人第二部とする。なお、横浜を除く各支店に引き続き人員を駐在させる。
- (6) 法人営業第二部(金法) と札幌、仙台、金沢の各金法営業担当を統合し、金融法人第三部とする。なお、引き続き各支店に人員を駐在させる。

- (7) 大阪営業第三部に京都、神戸の各支店金法営業担当を統合し、大阪金融法人部とする。
- (8) 上記(4)(5)(6)(7)の各部および金融法人本部で金融法人部門を構成する。
- (9) 個人営業関連の新商品を短期間に開発・販売するため、リテール商品開発部を新設する。
- (10) 債券部を本店個人営業第一部、財形部を本店個人営業第二部と改称する。また、東京、新宿、名古屋、大阪の各資金部を各個人営業部に改称する。
- (11) 札幌、仙台、横浜、金沢、京都、神戸、広島、高松、福岡の各支店個人営業担当を札幌、仙台、横浜、金沢、京都、神戸、広島、福岡、各個人営業部とする。
- (12) 上記(9)(10)(11)の各部およびテレマーケティング部、個人本部および大宮支店、池袋支店、上野支店、吉祥寺支店、大手町支店、渋谷支店、八王子支店、藤沢支店、梅田支店、難波支店をもって個人部門を構成する。
- (13) 東京、新宿、名古屋、大阪の各総務部をリレーションシップ部門に編入し、総務部、人事部、広報部とともに同部門を構成する。
- (14) 大阪業務開発室を金融商品部門に編入する。
- (15) ケイマン支店を金融インフラ部門に編入する。

2. 実施日

5月15日

以 上